

## 平成30年度第1回岐阜県入札監視委員会 議事要旨

1. 日時：平成30年7月31日（火）13：30～16：15

2. 場所：岐阜県水産会館 2階中会議室

### 3. 出席者

（委員）

秋保 賢一 氏	《副委員長》	（弁護士）
阿部 和久 氏		（中日新聞岐阜支社長）
一川 哲志 氏		（岐阜新聞編集局論説委員長）
勝田 美穂 氏		（岐阜経済大学教授）
栗本 理花 氏		（連合岐阜副事務局長）
沢田 和秀 氏		（岐阜大学教授）
豊田 千里 氏		（岐阜家庭裁判所家事調停委員）
横田 直和 氏	《委員長》	（関西大学教授）

### 4. 議題

- （1）県発注建設工事、資格停止の運用状況等について
- （2）抽出事案に関する説明・審議
  - ・公共 復旧治山事業「洞口」
  - ・復旧治山工事 上谷口（ゼロ国）
  - ・公共 広域河川改修事業 長良川木尾工区（翌債）
  - ・公共 社会資本整備総合交付金（改築）（債務）工事
  - ・岐阜県庁立体駐車場整備事業
  - ・モノづくり拠点工業技術研究所技術開発棟建築工事
  - ・久々利警察官駐在所新築工事

### 5. 議事要旨

- （1）県発注建設工事、資格停止の運用状況等について

（委員）

契約金額 300 万円程度で一般競争入札としている工事もあれば、契約金額 9,000 万円以上で指名競争入札としている工事もあります。一般競争入札と指名競争入札の使い分けについて、何か規定はありますか。

（事務局）

原則として、予定価格 1,000 万円以上の工事については、一般競争入札で実施することとされていますが、下半期に出てくる県の補正予算や、国の補正予算といった当該年度中に契約

して、直ちに事業効果を出していく必要のある場合並びに災害復旧で緊急を要する等、早期に着手する必要がある場合は、指名競争入札で実施することも可能としています。

(委員)

低入札価格調査についてですが、低入札調査基準価格より低い価格で3者が同額応札していますが、単価や低入札基準価格の計算式も公表されている中で、何とか落札するためにぎりぎりの価格を狙って応札してきているということでしょうか。

(事務局)

そうだと思います。

(委員)

指名停止が3件と少ないですね。

(事務局)

平成29年度の上半期においては、24者が指名停止となっており、通年で見ると、そこまですくないわけではないと思われまます。

## (2) 抽出事案に関する説明・審議について

【公共 復旧治山事業「洞口」】 <中濃農林事務所>

(委員)

「入札書不着」とはどういう意味ですか。

(説明者)

何ら連絡が無かったことを意味します。

(委員)

辞退届が提出されれば、「辞退」という扱いだけど、辞退届も提出されなかったということですか。

(説明者)

そのとおりです。

(委員)

今回、応札額が10万円安い業者が加算点の関係で落札できなかったわけですが、加算点と金額の関係はどのような取り扱いになっていますか。

(説明者)

標準点と加算点の合計を入札金額で割って評価値を算出します。

(委員)

加算点によってテクニカルに決まってくるのですか。

(説明者)

そのとおりです。

(委員)

総合評価方式なので、こういった逆転が起こるわけですね。企業努力であったり、そういうところで点数が良いと、応札額が少し高くても落札できる可能性があります。ある意味、総合評価落札方式はそういうことを狙いとしています。

(委員)

総合評価落札方式というのは、岐阜県独自の取組みですか。

(事務局)

全国的に採用されている方式です。

(委員)

今回の場合、スリット型のダムは造れないのですか。

(説明者)

流木が流れてくる危険性が高いとか、上流部の状況に応じてダムの種類を検討します。この現場では不要と判断しました。

(委員)

スリット型というのはどういったものになるのですか。

(説明者)

1枚のダムの中に格子状のスリットがあるものです。

(委員)

細かい石や砂などは通して、流木や岩は止めるというようなものですね。

(委員)

現地の状況によってスリット型の方が良いかどうかということも変わってきます。

(委員)

スリット型とそうでないものとで金額に差はありますか。

(説明者)

ダムの規模によりますので、一概には言えません。

(委員)

この現場にはどのようなダムが適しているかは常々検討されてるんですね。

(説明者)

はい。

(委員)

今、資機材は高くなっていますか。

(説明者)

全体的に高くなっている傾向があります。

【復旧治山工事 上谷口（ゼロ国）】 <郡上農林事務所>

(委員)

地域性を考慮し、管内に本店がある業者を選定したということでしたが、例えば、郡上農林事務所の管内の枠を南に超えるけど、管内の北側の業者よりも距離的には現場に近い業者を指名できるようにしたら一層競争原理が働くのではないのでしょうか。

(説明者)

郡上管内の業者間ですでに競争原理が働いており、管外の者を指名選定することは行っていません。

(委員)

工事名に「ゼロ国」とありますが、これは地名ですか。

(説明者)

国庫債務負担行為のことを通称「ゼロ国」と呼んでおります。なお、本件工事においては、平成 29 年度に契約を締結しましたが、予算の執行は平成 30 年度に行いました。

(委員)

3 月契約となると、平成 29 年度分の工期は短くなりますよね。それなら、4 月に一般競争入札を実施してもいいのではないかと思います。それでは間に合わないのですか。

(説明者)

ゼロ国の場合、平成 29 年度内に契約しなければならないという制約があります。

(委員)

短期間で 15 者を選定し、応札を求めることは業者にとって負担となりませんか。また、管内に A 等級の業者は何者ありますか。

(説明者)

応札までに一定の見積期間を設けておりますので、負担にはならないと思います。管内 A 等級業者は 37 者あります。

(委員)

昔は、業者にとって、指名されたなら何としても取らなきゃいけない、辞退したら不利益を被るということがあったと聞きます。今はそうではなくて、指名されてできるならちゃんとやる、そうでなければ辞退するだけではないのでしょうか。一般競争入札だと、参加資格を満たしているかどうかということがありますが、指名競争入札だと指名されれば入札に参加できるので、業者としてもありがたいと思っているかもしれませんね。

(説明者)

そう思います。

【公共 広域河川改修事業 長良川木尾工区（翌債）】 <郡上土木事務所>

(委員)

専任技術者が配置できないということで 1 者辞退があったわけですが、参加する時点で、自分のところでは技術者が置けないとか、そういったことは分からないのですか。

(説明者)

国の補正予算ということで、数多くの工事を同時並行的に入札することになります。業者からすると、入札に付されている複数の工事に対して応札していくわけですが、その中でどれだけの工事を落札できるかは分からないので、入札結果が出ていくにつれて、落札できたけれども技術者がいないということで辞退されていくということがあると思います。今回についても、他の工事を受注したために、配置できる技術者がいないということで辞退されたのだと思います。

(委員)

一般競争入札だと、入札参加資格として配置する技術者の要件も事前に示すので、業者としては見通しを立てられる部分もあると思いますが、指名競争入札ではそういったことは示されませんので、他の仕事を受注していると、技術者がいないので入札参加しませんよ、ということですね。今回は落札の連絡をする前に業者から辞退の連絡があったのですか。

(説明者)

落札の連絡はしています。落札決定をする前に誰を専任技術者にするか確認しますが、その段階で専任配置できる技術者がいないということが分かりましたので、落札決定をする前に辞退していただいたということです。

(委員)

本件工事は、10年に一度の水害を想定してということでしたが、10年に一度とはどういう考え方になっていますか。

(説明者)

まず、河川の改修事業とは、長期間かつ莫大な経費がかかる工事になります。河川の管理というのは、下流の主要な区間や、大きな市街地を抱えていて、大きな被害が有り得るところは国が直轄管理をしております。長良川でも国が直轄管理しているところと、県が管理しているところがあります。例えば、上流の方で100年に1回の雨が降ったとして、そのまま水が流れると下流では溢れてしまう。長良川下流の直轄河川については、100年に1回の確立規模で整備をしています。そこで、上流側の岐阜県が同じように100年に1回の規模で改修したとすると、洪水が起きた時にパンクしてしまうわけです。そのため、上流の中小河川にいけばいくほど、確率規模を下げて、中心的な市街地である岐阜市周辺を大きな被害に巻き込まないような計画事業を実施させていただいているところです。長良川の郡上流域についてはおおむね30年に1回の規模で長期の改修工事を進めていきますが、数十年かかりますので、少しでも早く平成16年豪雨に対応する効果を出すために、ひとまず10年に1回規模の水害に備える河川改修を行っているということです。

(委員)

先ほど説明があった郡上農林事務所発注の「復旧治山工事 上谷口(ゼロ国)」と応札業者が似通っていて、また、入札日が同日です。こういうことはよくありますか。

(説明者)

発注機関は複数ありますが、発注の際に見る格付点数などは県共通になりますので、同じ時期に同じような規模の工事の入札があれば、似通った業者が指名され、応札してくるということはあり得ます。特に3月補正による発注や災害時などにおいてあり得ます。

(委員)

それについては、他の発注機関と調整するような規定はありませんか。

(説明者)

ありません。

(委員)

入札日について何か配慮するような規定はありますか。

(説明者)

ありません。

(委員)

今は電子入札が主流ですか。

(説明者)

そうです。ICカードの更新中などといった事情があれば、紙入札での参加も認めているという状況です。

(委員)

事務所で入札日が重なることが多いのですか。

(説明者)

国の補正予算が決まるのが年内で、県で受け入れるのが3月の補正予算となるのが近年の傾向でして、そうなると、3月下旬に公告というスケジュールにならざるを得ませんので、入札日が重なることはあり得ます。

(委員)

河川工事だと、2月からしかできませんか。

(説明者)

2月から準備行為を始めて、3月下旬に入札をしますが、業者も資材の準備や下請企業の手配といったことがありますので、4月から現場に入り、出水期の6月中旬までの間でやれる工事を少しでも進めていくということです。

(委員)

鮎漁の期間はどれくらいですか。また、現場の写真をみると河川はかなり急なカーブですが、危険な箇所になりますか。

(説明者)

鮎漁はおおむね6月中旬から10月までです。洪水時は平常時より土石流の比重が高くなってきて直進性が高くなりますので、カーブの外側で氾濫しやすくなり、平成16年豪雨の際には、カーブの外側に浸水しています。

【公共 社会資本整備総合交付金（改築）（債務）工事】 <大垣土木事務所>

(委員)

どのような場合に予定価格を事後公表としていますか。

(事務局)

原則事前公表でして、農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部における予定価格 8,000 万円以上の総合評価落札方式による建設工事については事後公表としております。ただし、都市建築部における建築、電気、管、プラント電気設備及びプラント機械設備工事については、予定価格 8,000 万円以上の総合評価落札方式であっても事前公表になります。

(委員)

試行とありますが、これはどういうことですか。

(事務局)

国の方は事後公表ということですが、岐阜県におきましては、入札価格を探る不正な動きの防止やダンピング防止の観点から、原則は事前公表とし、一定の工事については、試行という形で予定価格を事後公表としています。

(委員)

予定価格を事後公表にした方がいいという積極的な理由は何かありますか。

(事務局)

業者による適正な積算努力を損なわせないということがあります。

(委員)

実施要領みたいなものがあるのですか。

(事務局)

実施要領という形ではありませんが、通知の中で、そのように運用することとしています。

(委員)

本件工事は入札参加者が 3 者ですが、通常これくらいですか。

(説明者)

本件工事は特殊なものになりますので、だいたいこれくらいの参加者数になると思います。

(委員)

橋はずっと継続して施工していきますよね、片面の方も 3 者くらいで施工されたのですか。

(説明者)

そうです。

(委員)

残りも分割して発注するのですか。

(説明者)

分割して発注しました。

(委員)

昭和コンクリート工業（株）の評価値は何が要因となって高いのですか。

(説明者)

安全表彰、新分野活動で高い評価です。

(委員)

地域要件で差がついていますね。

(説明者)

製作拠点が県内にあるかというところでも差がついています。

(委員)

入札参加資格としての地域要件と、加算点の評価項目としての地域要件は別の意味ですか。

(説明者)

そうです。参加資格としては求めませんが、評価にあたって、差をつけるために地域要件を評価項目としています。

(委員)

新分野活動はいつまで評価項目としておくのですか。

(事務局)

近年は担い手育成に重点を置いていますので、新分野活動の重要性は徐々に低くなってきています。

**【岐阜県庁立体駐車場整備事業】** < 県庁舎建設課 >

(委員)

提案者が 2 者の場合、最適候補者以外の評価点は公表しないとのことですが、最適候補者以外の評価点が分からないと、本当に最適候補者の評価点数が一番高かったのかどうか分かりません。

(説明者)

最適候補者の評価点の方が一番高かったことに相違ありませんが、本会議は公開の場でもありますので、この場で非選定者の評価点をお示しするのは難しいものがあります。

(委員)

提案者が 3 者の場合はどのように公表されるのですか。

(説明者)

全者の評価点を公表しますが、提案者との対応関係は公表しません。

(委員)

そもそも提案者が 2 者の場合に、非選定の提案者の得点を公表しないのはなぜですか。

(説明者)

プロポーザル事務処理基準において、「事業者の競争上の地位に配慮して、提案者と評価点との対応関係は明らかにしない」こと及び「応募者が 2 者の場合には非選定者の評価点は公表しない」とされており。

(委員)

提案者には自身の評価点を伝えますか。

(説明者)

伝えていません。

(委員)

本委員会においても公表できない情報とされるのか、まず知りたいです。

(委員)

本委員会は原則公開ですが、委員長の判断で非公開にもできますよね。例えば、非公開の場で提示を受けるという対応も可能ではないでしょうか。

(委員)

今後の課題として、事務局で整理してください。

(事務局)

分かりました。

(委員)

立体駐車場はシンプルな形状でそれほど難しくもないようなイメージなので、入札に適さないという随意契約の理由がよく分かりません。一般的な感覚からすると、デザイン性の強いものであるとか、そういうものであれば入札に適さないというのは分かるのですが。

(説明者)

例えば、立体駐車場は、方式だけでもフラット式、スキップ式、連続傾床式の3種類があります。また、各メーカーにおいて、国土交通大臣認定を取得しており、それぞれに独自性や特徴があります。立体駐車場の場合、各メーカーの規格が前提となりますので、工事発注の際に仕様を示すと、メーカーを特定することになってしまいます。そのため、参考図として発注することとなりますが、契約後に実際に採用するメーカー品に変更しようとする、設計変更を要することとなり、工期等において、非効率となってしまいます。よって、設計施工一括の方式で、プロポーザル方式で選定した業者と随意契約を行うこととしました。

(委員)

他の自治体でも随意契約としている事例はありますか。

(説明者)

特に立体駐車場の場合、設計施工一括型かつプロポーザル方式とする例がいくつもあります。

(委員)

契約金額が大きいので、一見すると随意契約理由に違和感があります。

(委員)

プロポーザル方式とは、発注者が想定している以上の提案が事業者から出てくる可能性がある場合に適用されるものだと思いますが、提案が発注者の想定を上回るものであったとして、評価基準にある「独創性が優れている」ことの判断は誰がするのでしょうか。提案に順位をつけることはできるのですが、点数化するというのは変な感じがします。

(説明者)

発注者側で指定している仕様としては、大まかには、敷地面積と必要台数を確保することを条件としています。採用する形式や工法のほか、周辺環境への配慮、周辺の交通状況を勘案した出入管理等について各事業者から提案をいただき、企画力や技術力を外部有識者による評価会議において評価し、最適候補者を判断させていただきました。

**【モノづくり拠点工業技術研究所技術開発棟建築工事】** <公共建築課>

(委員)

1 者が辞退していますが、なぜでしょうか。

(説明者)

辞退者から直接聞き取りは行っていませんが、落札率も非常に高いので、発注者で積算した予定価格について、コスト的に見合わない判断され、辞退されたのだらうと思います。

(委員)

予定価格は事前公表ですか。

(説明者)

事前公表です。

(委員)

J Vではなく、単体で発注したほうが契約金額を安くできるではありませんか。

(説明者)

J Vによる工事については、地元の業者を構成員に入れることにより、育成を支援するという側面もあります。

(委員)

本件工事について、1 者のみの入札になったことについて、どう考えますか。

(説明者)

辞退者の積算では、期待する利益が得られないと判断された結果であると思います。発注者として、適正に積算しておりますが、設計から入札までの間に資材等の単価が変動することもあり、その辺りの把握が難しいということもあります。

**【久々利警察官駐在所新築工事】** <県警本部会計課、装備施設課>

(委員)

延床面積が増えていますが、駐車場のスペース等は確保できていますか。

(説明者)

建物としては、外来者トイレや相談室を設け、機能向上ということで延床面積が増えておりますが、もともと可児市から借り上げている敷地が部内の基準面積より少し広い土地でしたので、駐車スペースも問題なく確保できています。

(委員)

解体の費用も含まれていますか。

(説明者)

含まれています。

(委員)

何年で建替えるといった目安はありますか。

(説明者)

部内基準として、木造が 30 年、鉄筋コンクリートが 50 年といった基準があります。本件工事については、木造ですので、基準では 30 年で建替えですが、39 年経過してようやく建替えができたというものになります。

(委員)

10 者中 9 者辞退ということで、競争性の確保の観点から、対策や反省点はありますか。

(説明者)

辞退者に対するアンケートで、仕様書を取りに行く時間が無かったために辞退したという回答がありました。というのも、昨年度まで、警察施設ということで、防衛・防犯の観点から、図面を電子上で見られないようにしており、指名通知は電子で送りますが、紙の図面を直接受け取りに来ていただいていたいました。今回の回答を受けて、昨年度の途中から、データを暗号化し、指名した業者だけは電子上で見られるという試行を実施し、本年度から本格的に運用しています。

(委員)

建物で 3,000 万円というと、一般の住居と比べると高いと思いますが、警察の駐在所というのは何か特殊性があるのでコストがかかるということでしょうか。

(説明者)

木造の建物であり、過半が住宅スペースなので、大きく異なるということはないと思いますが、公共工事ですので、積算基準に則って積算したところ、この金額になりました。

(委員)

一般の住宅メーカーとなると、公共工事に参加するという発想が無いのでしょうか。

(説明者)

そう思います。

(委員)

他の工事の工期との兼ね合いで技術者がいなくて辞退ということがよくあるように思います。何か対策が必要ではありませんか。

(事務局)

本件工事のように、これだけ辞退されているというのは特殊なように思います。

(委員)

他に駐在所の発注はありましたか。

(説明者)

同時期に坂祝駐在所を発注しております。そちらは、10 者指名して 3 者応札でした。

**【全体について】**

(委員長)

審議案件は以上ですが、何かありますか。

(委員)

総合評価落札方式の場合の加算点はどのように公表されていますか。

(事務局)

各項目の合計点数は公表されていますが、例えば、他社がどういう技術提案だったかということは公表していません。

(委員)

プロポーザル方式において、非選定者による苦情申立の制度はありますか。

(事務局)

自身の非選定理由について、説明を求めることができます。

(委員)

それぞれの審議案件について、例えば辞退が多かった理由だとか、そういったことに関する発注者のコメントを最初から資料に付けておいてもらうことはできませんか。

(委員)

最後の案件では、発注者として辞退理由の分析を行い、対策を立てていましたよね。

(事務局)

分析とその対応策をあらかじめということですね。

(委員)

落札率が高いとか、辞退があるなどについては理由を聞きますので。

(委員)

資料に書いてなくてもいいとは思いますが。

(事務局)

説明の仕方として、あらかじめ説明してほしいということですね。対応させていただきます。

(委員長)

本委員会は、報告の内容又は審議した対象工事について不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で知事に対して意見の具申をできることになっています。今回は知事へ具申するほどの事項は特にないと思われるため、知事への意見は特になしということよろしいでしょうか。

(出席委員全員)

異議なし。